

○副議長(五百川純寿) 溝口知事。

[溝口知事登壇]

○知事(溝口善兵衛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

3つございます、私には。

最初は、ユビキタス特区についてであります、どういうものかということであります。

御説明されましたように、全国各地からこの特区の申請がありまして、島根、松江地区における計画が特区の一つとして承認をされたわけでございます。今回選定された事業の内容はこうでございます。2011年になりますと、地上アナログテレビ放送が停止をするわけでございます。そうすると、それが使ってた電波があくわけでございます。その空き電波を活用していろんな活動をしようという動きがあるわけでございます。そのためには、電波を使用するためにはどういうやり方があるかということ準備研究をする必要があるわけでございまして、その準備研究をこのユビキタス特区のプロジェクトでやろうということになります。松江にあります民間の会社が、外国の電波の技術を持った会社でありますとか、あるいは日本国内の大手の企業などからも技術の提供を受けまして、一緒に実験放送をやろうということなんです。それには、島根大学でありますとか、あるいは県でありますとか、あるいは一般の市民の方なんかも巻き込んで一緒になって実験をすることになります。

やや難しいのですけれども、電波を出してそこを端末に受けまして、その電波で端末の情報を消費者とか一般の市民の人たちが得られるという仕組みなんです。その端末の仕組みをどういうふうにしたらいいとか、送り方をどうしたらいいかというような実験をやろうということなんです。将来、電波が利用できるような段階になりますと、その実験の過程で知識や経験が集積されますから、早く事業化して早く新しい分野に乗り出すことができるわけでありまして、島根の松江の企業あるいはそれに参加される企業などが参加いたしますと、松江の地にそういう事業が興る可能性があるわけでございます。そういう意味におきまして、今、島根県とか松江市が進めていますIT産業、IT関連産業をこの地にふやそう、拡大をしようという趣旨にのっとるものでございまして、県もできる限りの支援をしていこうということございまして、広く島根の産業の振興に役立つプロジェクトではないかというふうに思っております。概要は以上でございます。

2点目は、発達障害に関する県民の皆さんの理解をどのように醸成をしていくのかという質問でございました。

御指摘がありましたように、発達障害は自閉症といったようなものが一つの典型でございますけれども、これは身体障害でありますとか知的障害、あるいは精神障害とは違った障害としてとらえられておるようでございまして、今までは支援体制の整備がおくれておったわけですが、平成17年になりますと、発達障害者支援法というのができまして、それに基

づいて支援が進んでるというものでございまして、御指摘のとおりでございます。御指摘のように、なるべく早い時期から能力を伸ばすための治療を行ったり、あるいは教育、あるいは障害理解を含めた周辺環境整備を進めていく。周辺の方々あるいは父兄の方々の理解をし、それに対応する体制を整備することが重要でありまして、県では、発達障害者に対する支援を障害者の充実に向けた特別支援事業の中に位置づけて、重点的な取り組みをしようとしているわけでございまして、具体的には、医療体制の整備に向け、医療研修等を実施するとともに、県東部、西部の2カ所に発達障害者支援センターを設置し、専門的な相談を受けたり、あるいは就労の支援を行ったりするということを1つやっております。もう一つは、発達障害に関する理解を広めるため、啓発のフォーラムでありますとか研修会なども開催をしておるわけでございます。

さらに、今後理解の促進を図るために、新聞等メディアを活用した広報やパンフレットを作成し、県民の方あるいは企業の方々に幅広い理解を醸成されるように努力してまいりたいと考えております。

それから、道路特定財源の問題でございしますが、1つの論点は、繰り返し申し上げておりますけれども、やはり人口が多くて交通量の多い大都市から道路の整備が、特定財源制度を活用して行われてきて、かなりそれが進んでまいりました。しかし、島根のようなところでは、順番がなかなか回ってきませんから、待っておって、大体例えば山陰道については、整備ができるという段階になって、そういう制度の仕組みを変えようというのが一つの議論であります。それは不公平ではないかということでございます。やはり、道路は非常に基礎的なインフラでございます。それが整備されてるかしないかによって経済の発展にも大きく影響するわけでございます。そういう意味におきまして、島根は今のこれまでである制度を変えたり、あるいは道路の財源を少なくしたり、あるいは道路財源に充てる特定財源制度を変えるのは適当でないという主張をしておるということでございます。

そういう意味におきまして、例えば暫定税率をやめると、そうしますと今5兆6,000億円ぐらいある道路の財源が約半分になるわけでございます。実は道路、5.6兆円の財源全部を使って事業を行っているわけでございますから、県の事業の分は確保するといっても、例えば国の部分が確保されないということになると、これは実は県なんか非常に大きな影響を及ぼすんです。そこのところはなかなかわかりにくいわけですが、そこをちょっと申し上げますと、県では、例えば国に道路財源が5兆6,000億円のうち3.3兆円国に入っていくんです。それは別に国が特別なところに使うんじゃなくて、やはり地方の道路、都市の道路、いろいろな道路に使われてるわけです。3.3兆円のうち地方の道路整備の交付金として渡す分が7,000億円、あるいは国の補助事業、例えば国道でも、スリーナンバーの国道などは県がやるわけです。財源は国から来るわけでございます。したがって、国の財源が来なくなると、県のやる事業も影響を受けるわけです。

